

埼玉県報



埼玉県発行

目次

規則

- 埼玉県職員健康審査会規則 (職員課) 一
- 埼玉県交通安全対策会議規則の一部を改正する規則 (交通安全課) 二
- 埼玉県環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則 (温暖化対策課) 二
- 埼玉県環境影響評価技術審議会規則の一部を改正する規則 () 三
- 埼玉県障害者介護給付費等不服審査会規則の一部を改正する規則 (障害者福祉課) 三
- 埼玉県心身障害者扶養共済制度条例施行規則の一部を改正する規則 () 三
- 埼玉県障害者施策推進協議会規則の一部を改正する規則 () 六
- 埼玉県彩の国ビジュアルプラザ管理規則の一部を改正する規則 () 六

(新産業育成課)

- 埼玉県家畜改良増殖法施行細則の一部を改正する規則 (畜産安全課) 七
- 埼玉県秩父高原牧場管理規則の一部を改正する規則 () 七
- 養鶏振興法施行細則の一部を改正する規則 () 八
- 家畜商法施行細則の一部を改正する規則 () 八
- 埼玉県種苗審議会規則の一部を改正する規則 () 八
- 建設業法施行細則の一部を改正する規則 (建設業課) 八
- 浄化槽法施行細則の一部を改正する規則 () 九
- 埼玉県解体工事業者の登録等に関する規則の一部を改正する規則 () 九
- 建設業及び不動産鑑定業者の許可証明等に関する規則 () 九

(建設業課)

○埼玉県景観審議会規則の一部を改正する規則 (県土づくり企画室) 九

○埼玉県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則 () 九

○埼玉県屋外広告物審議会規則の一部を改正する規則 () 一〇

訓令

○埼玉県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令 (職員課) 一〇

○埼玉県文書管理規程の一部を改正する訓令 (文書課) 一一

○埼玉県公印規程の一部を改正する訓令 () 一三

○埼玉県みどり川と川の再生推進本部設置規程の一部を改正する訓令 (みどり再生推進室) 一三

規則

埼玉県職員健康審査会規則をここに公布する。

平成二十一年三月三十一日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県規則第二十八号

埼玉県職員健康審査会規則 (趣旨)

第一条 この規則は、執行機関の附属機関に関する条例(昭和二十八年埼玉県条例第十七号)第六条の規定に基づき、埼玉県職員健康審査会(以下「審査会」という。)について必要な事項を定めるものとする。

第二条 審査会は、委員十五人以内をもって組織する。(組織)

第三条 委員は、医療に関し学識経験を有する者のうちから知事が委嘱し、又は任命する。

2 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(会長)

第四条 審査会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第五条 審査会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 審査会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。

3 審査会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 前項の場合において、議長は、委員として議決に加わることができない。

(専門部会)

第六条 審査会は、特定の事項を調査審議するため必要があるときは、専門部会

(以下この条において「部会」という。)を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。

3 部会に、部会長を置き、当該部会に属する委員のうちから会長が指名する。

4 部会長に事故があるときは、当該部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

5 前条及び次条から第九条までの規定は、部会について準用する。

6 審査会は、その定めるところにより、部会の議決をもって審査会の議決とすることができる。

7 部会長は、前項の規定により部会が議決をしたときは、速やかにその旨を会長に報告するものとする。

(関係者の出席)

第七条 審査会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて、意見を聴くことができる。

(会議の非公開)

第八条 審査会の会議は、公開しない。

(議事録)

第九条 議長は、議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、議長のほか、出席した委員のうちから議長が指名する二人の委員

が署名しなければならない。

(庶務)

第十条 審査会の庶務は、総務部職員健康支援課において処理する。

(委任)

第十一条 この規則に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

附則

この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。

埼玉県交通安全対策会議規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年三月三十一日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県規則第二十九号

埼玉県交通安全対策会議規則の一部を改正する規則

埼玉県交通安全対策会議規則(平成十七年埼玉県規則第五十八号)の一部を次のように改正する。

第十条中「県民生活部交通安全課」を「県民生活部防犯・交通安全課」に改める。

附則

この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。

埼玉県環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年三月三十一日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県規則第三十号

埼玉県環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則

埼玉県環境影響評価条例施行規則(平成七年埼玉県規則第九十八号)の一部を次のように改正する。

第五条第一号中「環境部温暖化対策課」を「環境部環境政策課」に改める。

附則

この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。

埼玉県環境影響評価技術審議会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年三月三十一日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県規則第三十一号

埼玉県環境影響評価技術審議会規則の一部を改正する規則

埼玉県環境影響評価技術審議会規則(平成十六年埼玉県規則第十四号)の一部を次のように改正する。

第十条中「環境部温暖化対策課」を「環境部環境政策課」に改める。

附則

この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。

埼玉県障害者介護給付費等不服審査会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年三月三十一日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県規則第三十二号

埼玉県障害者介護給付費等不服審査会規則の一部を改正する規則

埼玉県障害者介護給付費等不服審査会規則(平成十八年埼玉県規則第二十八号)の一部を次のように改正する。

第七条中「福祉部障害者福祉課」を「福祉部障害者自立支援課」に改める。

附則

この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。

埼玉県心身障害者扶養共済制度条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年三月三十一日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県規則第三十三号

埼玉県心身障害者扶養共済制度条例施行規則の一部を改正する規則
埼玉県心身障害者扶養共済制度条例施行規則(昭和四十五年埼玉県規則第二十一号)の一部を次のように改正する。
様式第二号を次のように改める。

様式第2号(第2条関係)

生保記入欄
加入番号
加入番号

(あて先) 埼玉県知事

申込者(被保険者)告知書

(心身障害者扶養保険共済制度)

「重要事項の届出事項」の内容(個人情報)の取扱い(含む)を通知、承認し、心身障害者扶養共済制度における保険契約の被保険者となることに同意の上、署名・押印しました。
 ・下記の事項は、事業に由来ありません。

1	2	3
1	2	3
1	2	3

告知日	平成 年 月 日	*告知書有効期間は、加入希望月の2箇月以内	
フリガナ	(姓) (名)	性別	1 男 2 女
申込者氏名	(姓) (名)	1 昭和 2 平成	生 年 月 日
申込者の告知		1 昭和 2 平成	年 月 日

① 最近3箇月以内に、医師の診察・検査・治療を受けたことがありますか。また、その結果、検査・治療・入院・手術を勧められたことがありますか。
「はい」の場合、下記【詳細記入欄】に記入してください。

② 過去5年以内に、病氣やけがで手術を受けたこと、又は継続して2週間以上の入院をしたことがありますか。
「はい」の場合、下記【詳細記入欄】に記入してください。

③ 過去5年以内に下記の病氣で医師の診察・検査・治療を受けたことがありますか。
 ある場合は、右の【はい】及び下記病名を〇で囲み、下記【詳細記入欄】に記入してください。

心臓・血管系	狭心症・心筋こうそく・心臓弁膜症・先天性心臓病・心筋症・高血圧症(※)
脳・精神・神経	脳卒中・脳出血・脳こうそく・脳下垂出血・脳動脈硬化症・精神科・神経症・てんかん・自律神経失調症・アルコール依存症
腎・気管支	ぜんそく・慢性気管支炎・肺結核
腎・泌尿器	腎炎・ネフローゼ・腎不全
食道・胃腸・すい臓	胃がん・十二指腸がん・膵臓がん・胆膵系疾患
肝臓・胆のう	肝臓がん・胆膵系疾患
その他	肝臓がん(※)・リンパ系・白血病・貧血症・薬はん病・子宮筋腫・子宮内腫瘍・卵巣のう腫・乳がん

④ 過去5年以内に、上記③以外の病氣やけがで2週間以上にわたり、医師の診断・検査・治療を受けたことがありますか。
「はい」の場合、下記【詳細記入欄】に記入してください。

⑤ 現在身体に障害がありますか。「はい」の場合は、該当するところを〇で囲み、下記【詳細記入欄】に詳細を記入してください。
「はい」を付した該当番号

機能障害	目・耳・言語・そんざく	障害の原因・部位・程度等
欠損	手・足・手指・指先	
変形	手・足・手指・指先	

【詳細記入欄】上記①～⑤に【はい】があった場合は、その内容についてそれぞれ詳細を記入してください。
 その内容が「高血圧症(※)」・「糖尿病(※)」の場合は、数値をも記入してください。
なお、記入欄が不足する場合は、告知書を複数枚使用してください。

病氣やけがの名称・検査結果

年月	年月	年月	年月
年月	年月	年月	年月

入院の有無・期間

年月	年月	年月	年月
年月	年月	年月	年月

手術の有無・手術の名称、又は内容・部位

年月	年月	年月	年月
年月	年月	年月	年月

症状経過

入院・手術・診察・検査・治療・投薬を受けた医療機関名

(※)「高血圧症」の場合は記入してください。最近の収縮期血圧値 mmHg
 (※)「糖尿病」の場合は記入してください。最近の空腹時血糖値 mg/dl
 測定方法()

心身障害者

フリガナ (姓) (名)

性別 1 男 2 女

1 明治 2 大正 3 昭和 4 平成

生 年 月 日

1 配偶者 2 兄弟姉妹 3 父母 4 その他親族

心身障害者氏名

知的障害 A B

身体障害 1級 2級 3級

精神障害 1級 2級

その他

生保記入欄

様式第五号(裏面)10中「障害者福祉課」を「障害者福祉推進課」に改める。
 様式第九号を次のように改める。

様式第9号(第4条関係)

障害診断書

(表面)

Table with columns for Name, Sex, Birth Date, Injury Date, Injury Type, and Injury Report. Includes sections for symptoms, medical history, and current status.

Table for medical history and current status, including sections for symptoms, medical history, and current status.

Table for hearing and vision tests, including sections for hearing and vision tests.

お願ひ 1. この印は、いすれかに○印をお願ひします。 2. 訂正の場合、訂正印を必ず押印願ひします。 3. 13～21項については、障害のある場合に記載してください。 4. 閉鎖の運動範囲については、自動運動範囲を御記入願ひします。

(裏面)

Diagrams of hand and wrist joints with labels for various movements and measurements. Includes text for recording joint range of motion.

Table for recording joint range of motion (ROM) for various joints (shoulder, elbow, wrist, hand, hip, knee, foot) in both hands.

Form for recording the date of diagnosis and the name of the doctor. Includes a section for the patient's name and address.

様式第二十五号中

施設入所等の有無	生活保護受給の有無	年金管理者の有無
1 (1) 施設入所 (種類)	有	1 有
(2) 入院		(1) 父 (2) 母
(3) 在宅		(3) 祖父母 (4) 兄
(4) その他		(5) その他の親族
2 (1) 特別支援学校		(6) その他
(2) 特別支援学級		()
(3) 就労	無	2 無

兄弟姉妹	を	年金管理者の有無
		1 有
		(1) 父
		(2) 母
		(3) 祖父母
		(4) 兄弟姉妹
		(5) その他の親族
		(6) その他
		()
		2 無

に改め、同様式の記入上の注意及び添付書類を次のように改める。

記入上の注意 「年金管理者の有無」欄は、年金受給権者及び年金管理者が記入

できない場合は市町村の職員が記入して差し支えありません。

添付書類 戸籍の抄本又は住民票の写し。ただし、市町村長が住民基本台帳により年金受給権者に係る本人確認情報等を利用できるときは、こ

の限りでない。

附則

- この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。
- 改正前の埼玉県心身障害者扶養共済制度条例施行規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

埼玉県障害者施策推進協議会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年三月三十一日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県規則第三十四号

埼玉県障害者施策推進協議会規則の一部を改正する規則

埼玉県障害者施策推進協議会規則(平成十七年埼玉県規則第四百二十二号)の一部を次のように改正する。

第十条中「福祉部障害者社会参加推進室長が」を「福祉部障害者福祉推進課において」に改める。

附則

この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。

埼玉県彩の国ビジュアルプラザ管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年三月三十一日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県規則第三十五号

埼玉県彩の国ビジュアルプラザ管理規則の一部を改正する規則

埼玉県彩の国ビジュアルプラザ管理規則(平成十四年埼玉県規則第四百十四号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「プラザの長(以下「館長」という。)」を「知事」に改め、同条第三項第六号及び第七項中「館長」を「知事」に改める。

第三条中「館長」を「知事」に改める。

第四条及び第五条中「第七条ただし書」を「第七条第二項」に、「館長」を「知

事」に改める。

第六条、第九条第二項及び第四項並びに第十条中「館長」を「知事」に改める。

第十一条第三項中「利用許可取消し申出書」を「利用許可取消し申出書」に、「館長」を「知事」に改める。

第十二条中「館長」を「知事」に改める。

様式第一号(一)から様式第一号(八)までの規定中

〔(あて先)〕

彩の国ビジュアルプラザ

館長」を

〔(あて先)〕

埼玉県知事

に改める。

〔彩の国ビジュアルプラザ

様式第二号(一)から様式第二号(四)までの規定中

館長

「

埼玉県知事

〕

を

に改める。

様式第三号から様式第五号までの規定中

〔(あて先)〕

彩の国ビジュアルプラザ館長

を

て先) 埼玉県知事

に改める。

様式第六号中「利用許可取消し申出書」を「利用許可取消し申出書」に、

〔(あて先)〕

彩の国

ビジュアルプラザ館長」を

〔(あて先)〕

埼玉県知事

に改める。

附則

1 この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。

2 この規則の施行の日前に改正前の埼玉県彩の国ビジュアルプラザ管理規則の規定により館長がした許可又は館長に対してされた申請は、改正後の埼玉県彩の国

ビジュアルプラザ管理規則の規定により知事がした許可又は知事に対してされた申請とみなす。

埼玉県家畜改良増殖法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年三月三十一日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県規則第三十六号

埼玉県家畜改良増殖法施行細則の一部を改正する規則

埼玉県家畜改良増殖法施行細則(昭和二十六年埼玉県規則第十八号)の一部を次のように改正する。

第一条中「農林振興センター所長」を「家畜保健衛生所長」に改める。

附則

この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。

埼玉県秩父高原牧場管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年三月三十一日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県規則第三十七号

埼玉県秩父高原牧場管理規則の一部を改正する規則

埼玉県秩父高原牧場管理規則(昭和四十八年埼玉県規則第十五号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「証明書」の下に「及び家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第百六十六号)第八条に規定する検査、注射、薬浴又は投薬を行った旨の証明書」を加え、「所轄農林振興センター所長」を「当該家畜保健衛生所長」に改め、同条第二項中「許可申請書」を「許可申請書に当該委託の許可に係る許可書の写しを添えて」に改める。

第七条中「農林振興センター所長」を「家畜保健衛生所長」に改める。

様式第一号中「第3条第2項各号に」を「第3条第2項第3号以下各号に」と改め、「同様式の注中「農林振興センター所長」を「家畜保健衛生所長」に改める。

様式第六号の注中「~~養鶏振興センター~~」を「~~家畜保健衛生所~~」に改める。

附則

この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。ただし、第三条の改正規定(同条第一項中「所轄農林振興センター所長」を「当該家畜保健衛生所長」に改める部分を除く。)及び様式第一号の改正規定(同様式の注の改正規定を除く。)は、公布の日から施行する。

養鶏振興法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年三月三十一日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県規則第三十八号

養鶏振興法施行細則の一部を改正する規則

養鶏振興法施行細則(昭和三十五年埼玉県規則第三十七号)の一部を次のように改正する。

第三条中「を管轄する家畜保健衛生所長」を削り、「ふ化場の所在地を」の下に「それぞれ」を加え、「農林振興センター所長」を「家畜保健衛生所長」に改める。
様式第二号(裏)中「~~国~~」を「~~国~~」に改める。

附則

この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。ただし、様式第二号の改正規定は、公布の日から施行する。

家畜商法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年三月三十一日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県規則第三十九号

家畜商法施行細則の一部を改正する規則

家畜商法施行細則(昭和三十七年埼玉県規則第二十五号)の一部を次のように改正する。

第二条中「第三条第一号」を「第一条第一号」に改める。

第三条第五号中「第三条第二号」を「第一条第二号」に改める。

第五条中「農林振興センター所長」を「家畜保健衛生所長」に改める。

様式第三号裏面中「帳簿書類」の次に「(その作成又は備付けに代えて電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)の作成又は備付けがされている場合における当該電磁的記録を含む。)」を加える。

附則

この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。ただし、第二条、第三条及び様式第三号の改正規定は、公布の日から施行する。

埼玉県種苗審議会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年三月三十一日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県規則第四十号

埼玉県種苗審議会規則の一部を改正する規則

埼玉県種苗審議会規則(平成十六年埼玉県規則第六十三号)の一部を次のように改正する。

第九条中「農林部米づくり改革支援室長」を「農林部生産振興課において」に改める。

附則

この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。

建設業法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年三月三十一日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県規則第四十一号

建設業法施行細則の一部を改正する規則

建設業法施行細則(昭和三十三年埼玉県規則第二十九号)の一部を次のように改正する。

第四条中「県土整備部建設業課」を「県土整備部建設管理課」に改める。

第五条第二項中「正午」を「午前十一時三十分」に、「午後四時」を「午後四時三十分」に改める。

附則

この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。

浄化槽法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年三月三十一日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県規則第四十二号

浄化槽法施行細則の一部を改正する規則

浄化槽法施行細則(昭和六十年埼玉県規則第六十六号)の一部を次のように改正する。

第五条中「県土整備部建設業課」を「県土整備部建設管理課」に改める。

第六条第二項中「正午」を「午前十一時三十分」に、「午後四時」を「午後四時三十分」に改める。

附則

この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。

埼玉県解体工事業者の登録等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年三月三十一日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県規則第四十三号

埼玉県解体工事業者の登録等に関する規則の一部を改正する規則

埼玉県解体工事業者の登録等に関する規則(平成十三年埼玉県規則第七十四号)の一部を次のように改正する。

第五条中「県土整備部建設業課」を「県土整備部建設管理課」に改める。

第六条第二項中「正午」を「午前十一時三十分」に、「午後四時」を「午後四時三十分」に改める。

附則

この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。

建設業及び不動産鑑定業者の許可証明等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年三月三十一日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県規則第四十四号

建設業及び不動産鑑定業者の許可証明等に関する規則の一部を改正する規則(建設業及び不動産鑑定業者の許可証明等に関する規則(昭和三十九年埼玉県規則第九号)の一部を次のように改正する。

第二条及び第三条中「県土整備部建設業課長」を「県土整備部建設管理課長」に改める。

様式第一号中「埼玉県国土整備部建設業課長」を「埼玉県国土整備部建設管理課長」に、「建設証第 号」を「建設証第 号」に改める。

様式第二号中「埼玉県国土整備部建設業課長」を「埼玉県国土整備部建設管理課長」に、「建築簿第 号」を「建築簿第 号」に改める。

様式第三号から様式第六号までの規定中「埼玉県国土整備部建設業課長」を「埼玉県国土整備部建設管理課長」に改める。

附則

この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。

埼玉県景観審議会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年三月三十一日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県規則第四十五号

埼玉県景観審議会規則の一部を改正する規則

埼玉県景観審議会規則(平成十九年埼玉県規則第三十五号)の一部を次のように改正する。

第十条中「県土整備部県土づくり企画室長」を「都市整備部田園都市づくり課において」に改める。

附則
この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。

埼玉県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成二十一年三月三十一日
埼玉県知事 上田清司

埼玉県規則第四十六号

埼玉県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則
埼玉県屋外広告物条例施行規則(昭和五十年埼玉県規則第五十三号)の一部を次のように改正する。

第二十一条第二項中「都市整備部建築指導課」を「都市整備部田園都市づくり課」に改める。

別表第一第一号の表建造物利用広告の項(屋上利用広告に係る部分に限る。)中「都市計画法」の下に「昭和四十三年法律第百号」を加え、同号の表建造物から独立した広告の項中「昭和四十三年法律第百号」を削る。

附則

この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。ただし、別表第一第一号の表の改正規定は、公布の日から施行する。

埼玉県屋外広告物審議会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年三月三十一日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県規則第四十七号

埼玉県屋外広告物審議会規則の一部を改正する規則
埼玉県屋外広告物審議会規則(平成十四年埼玉県規則第百五号)の一部を次のように改正する。

第八条中「都市整備部建築指導課」を「都市整備部田園都市づくり課」に改める。

附則

この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。

訓令

埼玉県訓令第三号

本 庁
地 域 機 関
埼玉県労働委員会事務局
埼玉県取用委員会事務局
埼玉県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
平成二十一年三月三十一日
埼玉県知事 上田清司

埼玉県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令

埼玉県職員安全衛生管理規程(昭和六十一年埼玉県訓令第十三号)の一部を次のように改正する。

第二条第二号中「以下「行政組織規則」という。」を削り、同条第三号中「行政組織規則」を「埼玉県行政組織規則」に改める。

第五条の二第二項中「(以下)」を「(次項において)」に改める。

第十五条第二項中「職員課長」を「職員健康支援課長」に改め、同条第五項中「職員課」を「職員健康支援課」に改める。

第十八条第二項及び第十九条第一項中「職員課長」を「職員健康支援課長」に改める。

第二十一条中「の各号」を削り、同条第四号を削る。

別表第一総務部の項中「職員課」を「職員健康支援課」に改め、同表県土整備部埼玉県取用委員会事務局の項中「県土整備総務課」を「県土整備政策課」に改め、同表都市整備部の項中「都市整備総務課」を「都市整備政策課」に改める。

様式第二号中

性別	年齢	選任年月日	担当する職務	他の職務

を

職員番号	性別	年齢	選任年月日	担当する職務	他の職務

に、「所属長名」を

「所属所コード 所属長名」に改める。

職員番号

様式第三号中「(4)経過観察」を削る。

様式第五号中「衛生管理担当者」を「安全衛生推進者等」に改める。

附則

1 この訓令は、平成二十一年四月一日から施行する。

2 この訓令の施行の際現に復職後の経過観察の期間中である職員に係る措置決定申請書の提出については、なお従前の例による。

埼玉県訓令第四号

本庁
地域機関

埼玉県文書管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十一年三月三十一日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県文書管理規程の一部を改正する訓令

埼玉県文書管理規程(平成十三年埼玉県訓令第二十二号)の一部を次のように改正する。

第九条第二項第二号中「電報受領(收受)簿に、」の下に「特殊取扱郵便物」を加え、「配達記録郵便物及び国際郵便物」を「及び特定記録郵便物をいう。以下この号及び第十一号第一項第三号において同じ。」、国際郵便物及び民間事業者による信書の送達に関する法律(平成十四年法律第九十九号)第二第三項に規定する信書便物で特殊取扱郵便物又は国際郵便物に相当するもの(第十一号第一項第三号において「信書便物」という。)に改める。

第十一条第一項第三号中「書留郵便物、配達証明郵便物、内容証明郵便物、特別送達郵便物、配達記録郵便物及び国際郵便物」を「特殊取扱郵便物、国際郵便物及び信書便物」に改める。

別表課の文書記号の表中

IT推進課	IT推
システム調整課	シス調

を

情報企画課	情企
システム管理課	シス管

に、

職員課

職員を「職員健康支援課

職健

に改め、同表税務課の項の次に次のように加える。

特別徴収課税調査課

特税

別表課の文書記号の表中

交通安全課	交安
-------	----

を

防犯・交通安全課	防交
----------	----

に改め、同表自然環境

課の項の次に次のように加える。

みどり再生課

みどり

別表課の文書記号の表中

障害者福祉課	障福
--------	----

を	
障害者福祉推進課	障害者自立支援課
障害支	障害推
に、	
工業支援課	企業誘致・経営

支援課	工業
誘支	企業立地課
を	
産業支援課	産業立地課

産支	企立
----	----

に改め、同表金融課の項の次に次のように加える。

観光課	観光
産業拠点整備課	産拠

別表課の文書記号の表農業政策課の項の次に次のように加える。

経済流通課	経流
農地活用推進課	農活

別表課の文書記号の表流通販売課の項を削り、同表中

県土整備総務課	技術管理課
---------	-------

県土総	技管
-----	----

県土整備政策課	建設管理課
県土政	建管

に、	
建設業課	都市整備総務課
建業	都市総
を	
水辺再生課	都市整備政策課

水辺	都市政
----	-----

うに加える。

に改め、同表市街地整備課の項の次に次のよ

田園都市づくり課	田園都
----------	-----

別表課の文書記号の表中

公園課	公園
-----	----

公園スタジアム課	公スタ
に、	
建築指導課	建

建指	建築安全課
を	
建	

安に改め、同表新都心事業調整課の項を削る。

別表所の文書記号の表中彩の国ビジュアルプラザの項及び埼玉県立秩父高等技術専門校の項を削り、埼玉県杉戸県土整備事務所の項の次に次のように加える。

埼玉県総合技術センター	総技セ
-------------	-----

別表所の文書記号の表埼玉県中川下水道事務所の項の次に次のように加える。

埼玉県川越建築安全センター	川建セ
---------------	-----

埼玉県熊谷建築安全センター	熊建セ
埼玉県越谷建築安全センター	越建セ

様式第七号(一)(表)中「特記事項」を「紙による処理理由・その他特記事項」に改め、同様式(裏)中

親展 至急 例規 県報登載 公印省略 浄書依頼 直接 片内集配
郵便(巡回・普通・小包・書留・速達・配達記録・配達証明・内容証明・国際郵便)
電気通信回線(文書管理システム・総合行政ネットワーク・電子メール・FAX)

国便 FAX) を 親展 至急 例規 県報登載 公印省略 浄書依頼 直接 片内集配 荷物
郵便(巡回・普通・書留・速達・配達記録・配達証明・内容証明・特定記録・国際郵便)
電気通信回線(文書管理システム・総合行政ネットワーク・電子メール・FAX) に改める。

親展 至急 例規 県報登載 公印省略 浄書依頼 直接 片内集配 荷物
郵便(巡回・普通・小包・書留・速達・配達記録・配達証明・内容証明・外国便)
電気通信回線(文書管理システム・総合行政ネットワーク・電子メール・FAX) を 親展 至急 例規 県報登載 公印省略 浄書依頼 直接 片内集配 荷物
郵便(巡回・普通・書留・速達・配達記録・配達証明・内容証明・特定記録・国際郵便)
電気通信回線(文書管理システム・総合行政ネットワーク・電子メール・FAX) に改める。

国便 FAX) を 親展 至急 例規 県報登載 公印省略 浄書依頼 直接 片内集配 荷物
郵便(巡回・普通・書留・速達・配達記録・配達証明・内容証明・特定記録・国際郵便)
電気通信回線(文書管理システム・総合行政ネットワーク・電子メール・FAX) に改める。

親展 至急 例規 県報登載 公印省略 浄書依頼 直接 片内集配 荷物
郵便(巡回・普通・書留・速達・配達記録・配達証明・内容証明・国際郵便)
電気通信回線(文書管理システム・総合行政ネットワーク・電子メール・FAX) を 親展 至急 例規 県報登載 公印省略 浄書依頼 直接 片内集配 荷物
郵便(巡回・普通・書留・速達・配達記録・配達証明・内容証明・国際郵便)
電気通信回線(文書管理システム・総合行政ネットワーク・電子メール・FAX) に改める。

附 則

- この訓令は、平成二十一年四月一日から施行する。
- 改正前の様式第七号(一)又は様式第七号(二)による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

埼玉県訓令第五号

埼玉県公印規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
平成二十一年三月三十一日
埼玉県知事 上田 清司

埼玉県公印規程の一部を改正する訓令
埼玉県公印規程(昭和三十五年埼玉県訓令第一号)の一部を次のように改正する。

別表中 税 務 課 長 特別徴収対策室長 税 務 課 長 特別徴収課税調査課長

税 務 課 長 特別徴収課税調査課長 県 税 事 務 所 長 県 税 事 務 所 長

附 則

この訓令は、平成二十一年四月一日から施行する。

埼 玉 県 訓令第一号
埼玉県教育委員会

本 庁
地 域 機 関
埼玉県教育局
県立教育機関

埼玉県みどりと川の再生推進本部設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
平成二十一年三月三十一日

埼玉県知事 上田清司
 埼玉県教育委員会委員長 石川正夫

埼玉県みどりと川の再生推進本部設置規程の一部を改正する訓令

埼玉県みどりと川の再生推進本部設置規程（平成二十年 埼玉県訓令第

一号）の一部を次のように改正する。

第七条の見出しを「（庶務）」に改め、同条中「環境部みどり再生推進室長が」を「環境部みどり再生課において」に改める。

附 則

この訓令は、平成二十一年四月一日から施行する。

発行日	毎週 火曜日・金曜日
購読料金	一年四万三千四百円 （郵便料金を含む）
発行者	埼玉県 さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一〇 四八―八二四―二二二一（代表）
	埼玉新聞社 http://www.pref.saitama.lg.jp/A01 /BA00/kenpouhome/fr_top.htm
印刷所	関東図書株式会社 さいたま市南区別所三―一―一〇 四八―八六二―二九〇二（代表）